

災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

平成 27 年 5 月 29 日の口永良部島(新岳)噴火により、被害を受けた事業所及び被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

当組合では、被災された方々の一部負担金等並びに事業所等の健康保険料につきまして下記のとおり対応いたしますので、お知らせいたします。

【対象者及び適用年月日】

下記の地域に住所を有し住宅が全半壊されている方

鹿児島県

熊毛郡屋久島町

平成 27 年 5 月 29 日より適用

【一部負担金等について】

医療機関等へ受診の際、窓口で支払う一部負担金等について、免除いたします。

なお、事前に被保険者の方が「一部負担金等免除証明書」の交付を受けることが必要となりますので審査課までご連絡ください。

① 手続き方法

「一部負担金等免除申請書」に「罹災証明書」または「被災証明書」を添付のうえ、組合に提出してください。

② 免除期間

平成 28 年 2 月 29 日まで

【保険料の納付期限について】

被災した事業所、任意継続被保険者の方につきましては、保険料の納付を猶予いたしますので業務課までご連絡ください。

【被保険者証の取扱いについて】

被保険者証を紛失・消失された方へ再交付を行っておりますので、できるだけ早く再交付の手続きをされるようお願いいたします。

なお、被保険者証の紛失等により医療機関等に被保険者証を提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

① 氏名

② 生年月日

③ 勤務する事業所名

【業務課】 TEL 03 (3264) 4332

【審査課】 TEL 03 (3264) 4427